

橋公園の魅力向上に向けた Park-PFI 事業
公募設置等指針に関する質問への回答

(※回答書作成の都合上、項目に合わせて該当ページ数を変更しておりますので、御了承ください。)

■ 「2 事業概要」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
1	P4	建蔽率	「建築可能面積」の上限が 1,902 m ² とありますが、これは「(園内の) 敷地面積」又は「延床面積」のどちらでしょうか？	川崎市都市公園条例第 2 条の 4(2)に基づき、「当該都市公園の敷地面積」に対する「都市公園内の建築面積の総計」の割合は、100 分の 12 を上限とすることから、公園の敷地面積「16,916 m ² 」に 12% を乗じた値である「2029.92 m ² 」まで建築が可能となります。 なお、「上限 1,902 m ² 」については、現状、事務所以外の公園内建築面積が 127.42 m ² (トイレ、倉庫、四阿の数値の和) であることから、2029.92 m ² - 127.42 m ² ≒ 1,902 m ² まで建築が可能であるという意味であり、この上限面積に旧西部公園事務所建築面積は含まれておりません。
2	P4	建蔽率	「建築可能面積」(上限 1,902 m ²) とは、旧西部公園事務所、駐車場、トイレ (既存)、特定公園施設 (既存トイレ以外)、利便増進施設 (※任意提案) を含めた、全ての建築物や設置物を含んでいるということでしょうか？	建築行為を伴う全ての建築物を含みますので、建築行為を伴わない駐車場、特定公園施設 (既存トイレ以外)、利便増進施設 (※任意提案) は含まれません。
3	P5	旧西部公園事務所	建築年が昭和 55 (1980) 年 3 月とのことで、耐震診断を行ったと説明を受けた記憶ですが、耐震診断資料を公開頂きたくお願い致します。	本市で一次診断を実施しておりますので、結果詳細をお求めの際は、別途お問合せをお願いいたします。 なお、一次診断の結果、Is 値が 0.8 以上であることを確認しておりますが、二次診断を令和 5 年 4 月に本市で

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
				実施予定です。二次診断実施結果に伴う対応については、本市と協議事項といたします。
4	P6	公募対象公園施設	公募対象公園施設(事務所、駐車場)について、新規に建設する場合、建築可能面積の範囲内で、既存面積(敷地・延床等)を変更すること(※既存面積からの縮小を含む)が可能という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
5	P6	公募対象公園施設及び特定公園施設(トイレ)	公募対象公園施設及び特定公園施設(トイレ)について、新規に建設する場合、建築可能面積の範囲内(かつ原則A エントランスゾーン及びB コミュニティゾーンのエリア内)で「現状の場所からの変更」は可能でしょうか？ その場合、例えば、事務所を「コミュニティ広場」などの既存のオープンスペースや駐車場の場所に建設することも可能でしょうか？ (※その場合、これらの代替場所を別途確保した上で建設する予定)	可能です。ただし、「A エントランスゾーン及びB コミュニティゾーン」に関しては、公募設置等指針 p14④ 公募対象公園施設の場所で記載されているとおり、令和2年度「防災関連施設整備工事」を実施し、国土交通省所管の補助金導入対象事業となっておりますので、構造物の設置など大幅な変更を伴う整備は不可といたします。公募設置等指針 p6 (4) 事業方針や現状の公園利用状況等を踏まえ、適切な設置場所を提案してください。
6	P6	公募対象公園施設(事務所)	既存建物を解体する場合の解体範囲は、事業者の任意の範囲でよろしいでしょうか。杭の撤去は必須でしょうか。	既存建物を解体する場合は、事業者の任意範囲で解体可能です。なお、杭の撤去は必須といたします。
7	P6~7	公募対象公園施設(事務所)	事務所について、改修または解体・新築が条件ですが、用途は今までと同様とし、少々リフォームする程度でも公募の要件を満たすかご教授願います。	お見込みのとおり、公募条件を満たします。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
8	P6～7	公募対象公園施設 (駐車場)	既存駐車場における過去 1 年間の収入金額をご教授願います。	<p>既存駐車場は、現管理者と駐車場管理会社が契約を締結し、管理運営しております。収入金額については、両者の契約内容になりますので、非公開とさせていただきます。</p> <p>ただし、過去 3 年間の利用実績は公表されており、以下のとおりになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度…22,177 台、令和 2 年度…11,500 台、令和元年度…13,815 台
9	P6～7	公募対象公園施設 (駐車場)	既存駐車場における過去 1 年間の維持管理費をご教授願います。(特に現駐車場管理会社の機器点検保守費用)	<p>既存駐車場は、現管理者と駐車場管理会社が契約を締結し、管理運営しております。維持管理費等については、両者の契約内容になりますので、非公開とさせていただきます。</p>
10	P6～7	公募対象公園施設 (駐車場)	駐車場の一角に便益施設(コインランドリー:店舗として25坪程度)を建設、運営することは公募要件として、可能かご教授願います。	<p>可能です。公募設置等指針 p6 (4) 事業方針や植樹された樹木の状況等を踏まえ、公園全体の利便性の向上に資する形で実施していただきますが、本市や地域と協議が必要となる場合がございます。また、既存駐車場は令和 6 年 3 月 31 日まで現管理者が管理運営いたします。</p>
11	P8	工事	上から 10 行目「営業準備工事」は、原状復旧ではないですか。	<p>営業準備工事は、供用(営業)開始前に実施する工事であり、事業者による供用(営業)期間が終了後、営業準備工事着手時点の状態に原状復旧を求める工事内容になります。</p>
12	P8	工事	本市が原状回復及び撤去を求める工事の程度を教えてください。説明会の中で、過度なもので無い限り原状復旧は求めないとありました。	<p>事業者による供用(営業)期間が終了後、営業準備工事着手時点の状態に原状回復・撤去を求めますので、提案内容に応じて、本市と協議の上、工事を実施していただきます。ただし、本市が引き取るうえで、ランニング</p>

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
				コスト等が著しく多大と予想されるなどのものでない限り、本市は原状復旧を求めません。
13	P8	工事	<事務所改修における流れについて>の図の中で、営業準備工事とはどのような工事を考えていますか。具体的な例があればお示してください。	営業準備工事とは、営業に用いる什器設置や電子機材設置工事等を想定しております。
14	P9	旧西部公園事務所の警備	④警備とはどのような警備を想定していますか。	<p>機械警備の実施をお願いいたします。現在、本市では、警報機器及び警備に必要な通信回線を設置し、警報機器から発信する信号を用いて、事務所の警備を実施しています。</p> <p>また、異常事態が発生した時は、速やかに警備要員を現地へ急行させるなど必要な措置をとっておりますので、現状と同等以上の警備を実施してください。</p> <p>なお、警報機器等の管理運営に係る通信料、電気料等は事業者の負担となります。</p>
15	P10	公募対象公園施設（駐車場）	駐車場の機械（フラップ盤、精算機等）については、現管理者のものをそのまま引き継げないのでしょうか。	駐車場の機械（フラップ盤、精算機等）は、現管理者と契約関係にあります駐車場管理会社が設置しております。令和6年4月以降に、引き続き利用を希望される場合は、駐車場管理会社と調整していただくことになります。
16	P10	公募対象公園施設（駐車場）	公募対象公園施設を新設する場合、既存駐車場部分（旧西部公園事務所側）について、P.10記載の事業スケジュールの新設工事の期間の駐車場の取り扱いはどのように考えればよろしいのでしょうか。工事での利用や新設建物の	<p>既存駐車場（旧西部公園事務所側）について、現管理者<川崎市公園緑地協会>が、令和6年3月31日まで管理運営いたします。</p> <p>もし、令和5年度中において、既存駐車場（旧西部公園事務所側）を工事利用や新設建物の建築範囲として使</p>

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
			建築範囲とした場合の取り扱いをご教示ください。利用にあたり費用が発生する場合は、新設工事中、現駐車場管理者より一括で借り受けることは可能でしょうか。	用する場合は、現管理者と調整していただくことになります。
17	P10	公募対象公園施設 (駐車場)	既存駐車場の利用状況(月間駐車台数等)の情報をご提供頂くこと可能でしょうか？	過去3年間の利用実績は、以下のとおりになります。 ・令和3年度…22,177台、令和2年度…11,500台、令和元年度…13,815台

■ 「3 公募対象公園施設の設置等に係る事項」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
18	P11	公募対象公園施設 (事務所)	既存の事務所を改修する場合、公園施設に該当しない施設とは、例えばどのようなものが該当しますか。	公募対象公園施設は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設を想定しており、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される公園施設となります。なお、これらの公園施設に該当しない施設は、特定の利用者のみが利用できる施設や公序良俗に反するなど公園利用を著しく阻害する施設等が該当します。
19	P11	公募対象公園施設 及び特定公園施設 (トイレ)	公募対象公園施設と特定公園施設(トイレ)については、供用開始時期が異なっても問題ないでしょうか。	供用開始時期が異なっても問題ありませんが、可能な限り、公募対象公園施設と特定公園施設(トイレ)の供用開始日を同時期としてください。
20	P12	公募対象公園施設 (事務所)	旧西部公園事務所を解体し、収益施設を新設する場合、「R2 防災関連施設整備工事」実施範囲外であれば計画して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。公募設置等指針 p6 (4) 事業方針や現状の公園利用状況等を踏まえ、適切な設置場所を提案してください。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
21	P12	樹木伐採	新設する配置計画上やむを得ない場合は、既存樹木を伐採しても宜しいでしょうか。	樹木伐採は、提案内容に基づき、本市と協議の上、実施してください。協議の結果、やむを得ず伐採する場合は、樹木の移植や樹木の再利用等の検討を踏まえ、地域へ配慮した形で実施してください。
22	P12	広告物	収益施設のサイン計画（壁面サインや独立看板）については屋外広告物条例に準ずる内容であれば、特に制限ないでしょうか。	屋外広告物条例を遵守する内容であれば、特に制限はありません。
23	P12	公募対象公園施設 (駐車場)	既存駐車場の「増設可能」とありますが、建築可能面積や法令上の制限の範囲内であれば「台数制限は特に無し」という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。公募設置等指針 p6 (4) 事業方針や現状の公園利用状況等を踏まえ、適切な台数を提案してください。
24	P12	使用料	建築面積が発生しない設置物（例：移動可能なオープンテラス席）については、市へ負担する「公園使用料」は不要、という理解でよろしいでしょうか？	建築面積が発生しない設置物（例：移動可能なオープンテラス席）については、公募設置等指針 p12 セに記載されているとおり、利用者が限定されず、だれでも使用できるような形で供用される場合は、使用料は徴収いたしません。 ただし、設置場所については、公園利用者に十分配慮してください。 また、建築面積が発生しない利便増進施設については、川崎市都市公園条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、占用料が発生いたします。
25	P13	一時避難場所	高津区地域防災計画上における「一時避難場所」として備えている設備、備品を教えてください。	「一時避難場所」とは、災害から身の安全を守るため、予め指定されている小学校等の避難所に行くことが困難な場合に、一時的に避難する場所（オープンスペース）のことであるため、災害時に備えている設備や備品はご

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
				ございません。
26	P14	防災関連整備工事	「防災関連施設整備工事」実施箇所について、詳細を教えてください。	参考資料1「防災関連施設整備工事 実施箇所」をご覧ください。
27	P14	公募対象公園施設	「防災関連施設整備工事」実施箇所である「Bコミュニティゾーン」のインターロッキング部分について、鉄骨で柱を周囲に立て、テントの屋根を設置すること、周囲に防球ネットを張り、バスケットゴールを2基設置、ラインを引き、雨天でも運動施設やイベントができる広場としての運用は可能でしょうか。	お示しいただいた構造物の設置は、大幅な整備に該当しますので、不可といたします。
28	P14	使用料	この表に記載されている各使用料（下限額）は、市に対して、認定計画提出者が負担するものでよろしいでしょうか？ その場合、認定計画提出者は、公募対象公園施設（事務所等）において、テナントに対して求める使用料（賃料等）の設定額は、表の規定に関係しない、との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
29	P14	公募対象公園施設 （駐車場）	公募対象施設である駐車場11台（尻手黒川道路沿い）部分に収益施設を計画する場合、大幅な変更を伴う整備にあたりますでしょうか。	駐車場11台（尻手黒川道路沿い）部分に関しては、令和2年度「防災関連施設整備工事」の補助対象区域でない限り、大幅な変更を伴う整備は可能です。 ただし、公募設置等指針p6(4)事業方針や植樹された樹木の状況等を踏まえ、本市や地域と協議が必要となる場合がございます。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
30	P14	公募対象公園施設 (駐車場)	公募対象公園施設の駐車場に関し、管理許可面積は、車室のみでしょうか。車路を含むのでしょうか。	駐車場の車室や車路を含む敷地面積を設置管理許可範囲とします。
31	P14	公募対象公園施設 (駐車場)	公募対象公園施設の 11 台駐車場(尻手黒川道路沿い)の年間の利用台数、売上金額の開示は頂けますでしょうか。	過去 3 年間の利用実績は、以下のとおりになります。 ・令和 3 年度…22,177 台、令和 2 年度…11,500 台、令和元年度…13,815 台 また、既存駐車場は、現管理者と駐車場管理会社が契約を締結し、管理運営しております。売上金額については、両者の契約内容になりますので、非公開とさせていただきます。
32	P14	特定公園施設 (トイレ)	特定公園施設(トイレ)の譲渡にあたり、不動産取得税、固定資産税等の税負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	P14	特定公園施設 (トイレ以外)	トイレ以外の特定公園施設は、公園内のどのゾーン(例えば E 自由広場ゾーン、F 自然ゾーン)でも設置可能という理解でよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。ただし、p6(4)事業方針や現状の公園利用状況等を踏まえ、適切な設置場所を提案してください。
34	P14	植樹祭	令和 3 年度に実施した「植樹祭」の実施箇所は整備可能でしょうか?	原則、整備不可としますが、実施する場合は、提案内容に基づき、本市や地域と協議が必要となる場合がございます。
35	P15	公園全体の 維持管理	現在の植栽、水路、池の管理業務の仕様、頻度をご教示ください。	・植栽：高木剪定約 30 本/年(本数は年により異なる)、刈込 1 回/年、草刈 1~2 回/年となります。 ・流れ及び池：清掃及び循環設備の点検年 16 回(1~2 回/月)【※葉や花の多い時期は 2 回】、清掃仕様：水抜き後、デッキブラシ等による汚れ、水苔等の除去、排水枳

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
				内堆積物除去、池及び流れ周辺のゴミ収集、処分を実施しています。
36	P16	公園内電気使用量・ガス使用量	直近 1 年間の公園全体の使用電力量、使用ガス量の情報提供頂きたくお願い致します。	令和 3 年度の公園全体の使用電力量は 10,177KW となります。なお、ガスは現在使用しておりません。
37	P16	特定公園施設 (トイレ)	特定公園施設(トイレ)の維持管理については、譲渡後の維持管理開始との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	P16	特定公園施設 (トイレ)	トイレの光熱費は、川崎市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	P17	利便増進施設 (自転車駐輪場)	利便増進施設の設置について、自転車駐輪場の記載がありますが、公園利用者の利用を想定した場合についても、占用料は必要でしょうか。	公園利用者の利用を想定した無料の自転車駐輪場設置に関しては、利便増進施設に該当せず、占用料は徴収いたしません。対して、シェアサイクルポートなど有料の駐輪場設置に関しては、利便増進施設に該当するため、川崎市都市公園条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、占用料を徴収いたします。
40	P17	利便増進施設 (自転車駐輪場)	自転車駐輪場を利用する方々から料金をもらわない場合であっても、自転車駐輪場の占用料(689円/m ² /月)を支払う必要はありますでしょうか?	前述のとおりです。
41	P17	利便増進施設 (看板)	看板の一部に企業広告を掲示することは可能でしょうか?	文化、芸術、スポーツイベントの告知等地域における催しに関する情報の提供・掲載を主たる目的として、看板の設置が可能となります。設置の際は、屋外広告物条例を遵守した内容としてください。

■「4 地域の魅力向上に係る事項」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
42	P18	地域活動団体	「地元の町内会・自治会・公園愛護会等」とありますが、現状、当公園の活動や事業に関与されている団体について、その概要（活動の内容・頻度等）も含めて、具体的に教えていただけますでしょうか？ 特に、園内の植栽管理に係る「公園愛護会等」の情報をご提供いただけると幸いです。	公園の除草・清掃など橘公園の維持管理を自発的に行う地域のボランティア団体として、町内会・自治会を母体とする「橘公園愛護会」が活動しております。 月2・3回程度公園内のゴミ拾い、除草などの清掃・美化活動を実施しています。
43	P18	公園内 行為許可使用料	収益が発生するイベント実施する場合、使用区分ごとの公園内行為許可使用料について詳細を教えてください。また、公募対象公園施設内で収益が発生するイベントを実施した場合、公園内行為許可使用料徴収の対象になりますでしょうか？	本市は実施するイベント等の性質により、使用区分を決定し、川崎市都市公園条例第3条第6項及び川崎市都市公園条例施行規則第3条第1項に基づき、公園内行為許可使用料を徴収いたしますので、該当法令を参照してください。 なお、公募対象公園施設内で収益を伴うイベントを実施した場合は、公園内行為許可使用料徴収の対象となりませんが、公園施設の供用目的に応じたイベント内容としてください。

■「5 公募への参加資格」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
44	P19	構成法人	構成法人の定義を教えてください。	いくつかの企業がグループを組織し、応募する場合は、1社を代表企業、その他企業を構成法人とします。本市は代表法人、構成法人それぞれの財務状況が健全であるか、参加資格の確認を行います。

■「6 公募の手続きに関する事項」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
45	P21	現地調査	現地調査を行う場合は、応募申込後や公募設置等計画の提出後も行うことはできますでしょうか？	<p>公募設置等計画の提出期限である令和5年1月13日（金）まで事務所にかかる現地調査を可能といたします。ただし、現地調査を実施する際は、本市の立会いが必要となりますので、令和4年12月9日（金）までに別途お問合せいただき、本市が日程調整させていただきます。</p> <p>また、現状の事務所を活用した提案の可能性がございますので、現地調査は、機材等を用いた詳細な調査は対象とせず、簡易的な調査のみを対象といたします。</p> <p>なお、可能な限り、応募グループごとに実施いただき、調査立会に際して、本市は質問等をお受けいたしません。</p>
46	P25	プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション及びヒアリングについて、パワーポイントを用い、プロジェクターに投影の上、説明できるとの理解でよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。プロジェクター等の投影に係る機材はこちらで当日御用意いたします。また、プレゼンテーションに用いる資料は、公募設置等計画に基づき作成してください。内容が異なる場合は、提出を認めません。</p>

■「7 リスク分担等」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
47	P30	公募対象公園施設	店舗といいましても、事業を行うことは基本的に店舗となると思いますが、飲食や物販等以外の事業において、ふさわしくないもの、公	<p>公募対象公園施設は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設を想定しており、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定される公園</p>

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
			園利用者の利便性に資さないものとして、P13頁の下段以外にあれば教えて下さい。	施設となります。なお、これらの公園施設に該当しない施設は、特定の利用者のみが利用できる施設や公序良俗に反するなど公園利用を著しく阻害する施設等が該当します。
48	P30	公募期間中における現地調査	「事務所の改修や解体に伴い、石綿が発見された際には、協議事項とします。」との記載がございますが、事業者決定前（公募期間中）に参加事業者の費用負担において事前調査を行うことは可能でしょうか。	事業者決定前（公募期間中）における石綿調査等の本格的な事前調査は、現状の事務所を活用した提案に影響を及ぼす恐れがあるため、不可といたします。
49	P30	土壌汚染に対する対応方法	土壌汚染に関し、新築での計画の場合に搬出される土砂等が汚染土であった場合、通常土の残土処分相当費以外も認定者負担となるのでしょうか。	公募設置等指針 p30※2 に記載されているとおり、土壌汚染が発見された場合、リスク分担に関しては、協議事項となります。

■その他

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
50	—	応募辞退の場合	応募申込から基本協定の締結までの間で、万が一辞退をすることがあった場合は、ペナルティ等はございますでしょうか。	応募申込から基本協定の締結までの間において、辞退によるペナルティはございませんが、事業者選定後から基本協定締結において、万が一辞退を希望する場合は、様式13「辞退届」に加え、理由を記載した書面を本市に御提出ください。
51	—	自動販売機	自動販売機を設置する場合の取り扱いは公募対象公園施設でよろしいでしょうか。また、その場合、管理種別、使用料下限額は、どのよう	自動販売機を園内に設置する場合は、設置許可範囲に含め、設置許可を得る必要があります。使用料下限額は、設置面積に対し、事務所または新設の建物と同額の使用

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
			になるでしょうか。	料提案額を徴収いたします。 なお、既存自動販売機は、令和6年3月31日まで現管理者が管理していますので、令和6年4月以降に設置が可能です。
52	—	本市が実施する整備工事	令和4年度に予定している公園内の整備工事はございますでしょうか。	公園に隣接する住宅にボール等の侵入を防ぐため、「E自由広場ゾーン」の2方向に防球フェンスを令和4年度中に設置いたします。設置箇所に関しては、参考資料11（追加公開）のとおりになります。
53	—	公園内道路	「川崎市道水路台帳平面図（ガイドマップかわさき）」によると、公園内に道路がありますが、廃道予定でしょうか。	現在、道路廃道に向け手続きを進めており、令和5年6月までには、廃道予定です。
54	—	緑化協議	緑化協議の対象となりますでしょうか。	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、敷地面積が1,000㎡以上の事業所、公共公益施設の建築については、工事開始前に本市との事前協議を行う必要があります。

■ 付属資料・様式集・参考様式

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
55	基本協定書 P. 6、10	工事責任者	公募対象公園施設に係る工事と特定公園施設整備に係る工事の工事責任者は、同一人物でも構わないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	様式10	同種業務実績	同種業務実績として、委託予定団体または協力団体の実績を記載してよいか。	代表法人及び構成法人の実績のみ記載してください。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
57	参考資料 3	特定公園施設 (トイレ)	トイレ内部の電気・設備図面のご提供もお願いできますでしょうか？	参考資料 12 (追加公開) のとおりになります。
58	参考資料 3	特定公園施設 (トイレ)	トイレ(女子トイレ裏)の倉庫の利用方法は現状どのようにされているのでしょうか？また今後の利用については、認定計画提出者で決めてよろしいのでしょうか？	該当の場所は、現在使用しておりません。今後の利用は、認定計画提出者の維持管理方法に基づき、本市と協議により決定いたします。
59	参考資料 6	雨水設備	雨水の道路への放流先が 2 箇所ありますが、建物雨水もその系統につないでよろしかったでしょうか？	提案いただく整備内容に基づき、本市上下水道局と協議事項となります。
60	参考資料 6	外灯	外灯の照明ですが、ソーラー照明の品番をお教えてください。また既存照明等の盤位置はどちらになりますか？盤図も含めご提供をお願いいたします。	参考資料 13 (追加公開) のとおり、ソーラー照明の品番は FSSC20 となります。また、既存照明の分電盤位置及び盤図は、参考資料 14 (追加公開) のとおりになります。
61	参考資料 6	給水設備	給水が 40 A 敷地内に引き込まれておりますが、不足する場合は新規でもう 1 ヶ所敷地内に引込みは可能でしょうか？	提案いただく整備内容に基づき、本市上下水道局と協議事項となります。

以 上